

公立大学法人岐阜県立看護大学
平成 年度 業務の実績に関する評価結果

イメージ

平成 年 月

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

法人の概要

<p>1 法人の現況</p> <p>(1) 法人名 公立大学法人岐阜県立看護大学</p> <p>(2) 所在地 岐阜県羽島市江吉良町3047-1</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 役員の状況</p> <p>(5) 組織図 別紙のとおり</p> <p>(6) 職員数（平成 年5月1日現在の教員・事務職員数）</p> <p>2 法人の基本的な目標</p> <p>(1) 中期目標の前文</p> <p>(2) その他法人の特徴として記載すべき事項</p>	<p>3 設置する大学の概要</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 教育理念・目標</p> <p>(3) 沿革</p> <p>(4) 学生の状況（平成 年5月1日現在の学部学生・大学院学生数）</p> <p>(5) その他</p> <p>4 その他</p>
--	--

全体評価

1 総評

○全体評価における「総合評定」

S	中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある (特記事項の内容等も勘案して評価委員会が特に認める場合)
A	中期目標の達成に向けて順調に進んでいる
B	中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる
C	中期目標の達成のためにはやや遅れている
D	中期目標の達成のためには重大な遅れがある

【総合評定】

「

」

2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

5 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

項目別評価 一大項目ごとの検証（確認）結果

1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【特筆すべき点、遅れている点等】

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

【小項目ごとの検証結果の集計】

中項目	検証対象項目数	I 年度計画を大幅に下回っている	II 年度計画を下回っている	III おおむね年度計画どおり実施している	IV 年度計画を上回っている
業務運営の改善	8				
人事の適正	5				
事務の実施体制の充実及び効率化	5				
危機管理	7				
合計	25				

【検証結果の概要】

3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

【小項目ごとの検証結果の集計】

	検証 対象 項目数	I 年度計画を 大幅に下回 っている	II 年度計画を 下回ってい る	III おおむね年 度計画どお り実施して いる	IV 年度計画を 上回ってい る
自己収入の確保	3				
経費の抑制	2				
資産の運用管理の 改善	1				
合計	6				

【検証結果の概要】

4 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

【小項目ごとの検証結果の集計】

中項目	検証 対象 項目数	I 年度計画を 大幅に下回 っている	II 年度計画を 下回ってい る	III おおむね年 度計画どお り実施して いる	IV 年度計画を 上回ってい る
自己点検・評価	2				
情報公開の推進	2				
合計	4				

【検証結果の概要】

5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

【小項目ごとの検証結果の集計】

	検証 対象 項目数	I 年度計画を 大幅に下回 っている	II 年度計画を 下回ってい る	III おおむね年 度計画どお り実施して いる	IV 年度計画を 上回ってい る
施設・設備の整備、 活用等	3				
倫理	3				
環境の保護	2				
合計	8				

【検証結果の概要】

大学の教育研究棟の質の向上に関する項目については、法人による自己評価を行わないため、表示されていない。

項目別の状況（小項目別自己評価結果総括表）

小項目の内容は要約したもの

大項目	中項目		小項目	通し 番号	自己 評価	検証 結果	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	(1) 業務運営体制の構築	ア 大学管理運営の強化	55			
			イ 業務実施体制の確立	56			
			ウ 法人・大学運営の迅速な意思決定	57			
		(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築		58			
		(3) 外部意見の反映	ア 学外有識者・専門家の役員、審議会委員への登用	59			
			イ 県内看護職者の意見等の把握・活用	60			
		(4) 業務運営の適正化	ア 内部監査制度の構築	61			
			イ 内部監査従事職員の専門性の向上	62			
	2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	(1) 人材の確保	ア 教員	(7) 裁量労働制等働きやすい環境整備	63		
				(4) 任期付き雇用制度の創設	64		
			イ 事務職員	(7) 事務職員人事適正化計画の作成	65		
				(4) 法人採用職員に適切に繋げていく運営の基盤づくり	66		
		(2) 評価制度の構築		67			
	3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置	(1) 実施体制の充実	ア より効果的な体制づくり	68			
			イ 法人事務局体制の確立	69			
		(2) 事務職員の育成		70			
		(3) 事務の効率化	ア 大学の特性に適合した会計制度の構築	71			
			イ 事務処理マニュアルの整備・業務フローの見直し	72			
		4 危機管理に関する目標を達成するための措置	(1) リスクマネジメントの基本方針と体制の確立	ア リスクマネジメントに係る基本方針の作成	73		
	イ 安全管理の課題把握、予防対策の推進等			74			
(2) 安全環境の確保と指導	ア 日常の安全環境の確保、防犯・防災等への対策		75				
	イ 地域関係者との適切な連携体制の確立		76				
(3) 健康管理危機と対策	ア 各種感染症の予防指導の推進		77				
	イ 健康危機管理の組織的取組ができる体制の整備		78				
(4) 情報セキュリティポリシーの確立			79				
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置		(1) 外部資金の獲得		80		
		(2) その他自己収入の確保	ア 学外者への施設等の有料開放	81			

			イ 受益者負担の原則に基づく利用者負担の検討	82		
	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置		(1) 役員・職員の経営感覚・コスト意識の高揚	83		
			(2) 管理的経費の削減	84		
	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置			85		
第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置		(1) 自己点検・評価結果に基づく改善措置の計画	86		
			(2) 機関別認証評価の受審	87		
	2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置		(1) 紀要等研究成果物のホームページでの公表	88		
			(2) 財務諸表等大学の運営状況のホームページでの公表	89		
第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置		(1) 図書館の蔵書充実	90		
			(2) 中長期的な施設整備計画の策定	91		
			(3) 施設、設備等の適切な維持管理・有効な活用	92		
	2 倫理に関する目標を達成するための措置		(1) 法人倫理綱領の策定・個人情報管理の徹底	93		
			(2) ハラスメント防止の啓発・相談窓口の充実	94		
			(3) 研究費等経費の不正使用の防止	95		
	3 環境の保護に関する目標を達成するための措置		(1) 環境に配慮した省エネルギー計画の作成	96		
			(2) 環境の保護に関する基本方針の策定	97		

項目別の状況（小項目別自己評価結果個表）

以下の「小項目ごとの検証結果」は、業務実績報告書中の「項目別の状況」の様式と兼用する。

様式のイメージを掴みやすくするため、中期目標・中期計画の一部を抜粋して表示している。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 教育に関する目標を達成するための措置

中期 目標	<p>(1) 人材の育成</p> <p>ア 看護学部看護学科の教育 ヒューマンケアの基本技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇する諸問題の解決に看護職として責任を持って取り組み、看護サービスの充実に貢献できる基礎的能力を有する人材を育成する。</p> <p>イ 大学院看護学研究科の教育 保健・医療機関、福祉施設等の看護の現場における看護実践活動の改善・改革を指導する者として、県民が受ける看護サービスの現状を的確に把握し、その質の向上を図ることができる専門性の高い看護職者を養成する。</p> <p>(2) 学生の確保</p> <p>ア 適切な入学者選抜の実施 大学の教育理念にかなった学生を確保するため、適切な入学者選抜方法を追究し、導入する。</p> <p>イ 広報活動の充実 看護学を志向する者の拡大を図るため、戦略的かつ効果的な広報活動の推進を図る。</p> <p>(3) 学生支援</p> <p>ア 学修支援 学生の学修に関する相談・指導をきめ細やかに行うための体制の充実を図るとともに、図書の実等々の学修環境の整備を行う。 大学院看護学研究科の学生に対しては、社会人学生の置かれている立場に留意し、学修と就業が両立できるように支援する。</p> <p>イ 学生生活支援 学生の健康面や経済面など学生生活に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、学生生活が快適で豊かなものとなるよう大学施設・設備の充実を図る。</p> <p>ウ 就職支援 学生の進路や就職に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、看護師など各種資格取得に向けた適切な支援を行う。</p>
----------	--

中期計画	通し 番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認
(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育				

<p>(7) 付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 生活者としての人間に対する深い理解と総合的な判断力をもち、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力</p> <p>b 保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働活動ができる能力</p> <p>c 多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力</p> <p>d 看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を深め看護実践の改革に貢献できる基礎的能力</p> <p>e 主体的な自己を確立する能力と幅広い視野、複眼的な施行・判断力</p>	01			
<p>(4) 学生のニーズ・特性に配慮し、専門科目を初年時から導入した教育課程を展開する。</p>	02			
<p>(7) 職業人としての主体的な自己を高めるため、4年間の学修において教養科目を充実する。</p>	03			
<p>(5) 看護職としての生涯学習の基礎となるよう卒業研究を充実する。</p>	04			
イ 大学院看護学研究科の教育				
<p>(7) 博士前期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 看護の質の充実に向けた改革を実行する能力</p> <p>b 専門性の高い看護実践を遂行する能力</p> <p>c 多様な関係者の中で、ケアの充実に向けた調整・管理をする能力</p> <p>d 総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力</p> <p>e 各種の専門領域で人材育成を担う教育的能力</p>	05			
<p>(4) 博士後期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 看護サービスが提供される場に関与する多様な要</p>	06			

<p>因について理解ができ、実践の改善・改革の研究を指導できる能力</p> <p>b 地域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力</p> <p>c 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力</p> <p>d 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育や大学院教育を実施できる能力</p>	06			
(ウ) 看護実践の改革者育成という社会ニーズを考慮し、就業・学業の両立できる教育課程を充実させる。	07			
(エ) 専門看護師育成コースの充実を図る。	08			
(オ) 学生・修了者及びこれらの者の所属する施設の関係者等の評価・意見等による改善・充実を図る。	09			
(2) 学生の確保 ア 適切な入学者選抜の実施				
(7) 看護学科では、一般選抜及び特別選抜(推薦)による入学試験制度を分析・評価し、本学が求める人材を確保するため、適切な入学者選抜方法を開発し、実施する。	10			
(i) 看護学研究科では、学士課程卒以外の看護職者の出願資格の認定を行うなど看護サービスの質の向上を目指す多様な志願者を受け入れることのできる入学者選抜方法を開発し、研究科が求める人材を確保する。	11			
イ 広報活動の充実				
(7) 本学の理念・人材育成目標に適合した志願者確保のため、オープンキャンパス、学生の母校訪問などの広報活動を計画的に推進する。	12			
(i) 看護学研究科については、実習施設等への働きかけを積極的に行い、看護サービスの質の向上に連動した志願者確保を行う。	13			
(3) 学生支援 ア 学修支援				

(ア) 学生の学修について、学生相談員による個別指導や面接等により課題と支援ニーズを把握し、即応的な対応を行う。	14			
(イ) 授業評価と学生生活実態調査を計画的に実施し、その結果に基づいた学修支援を行う。	15			
(ロ) 卒業時到達目標による学修段階の評価に基づく、学生の主体的な学修の促進を行う。	16			
(ハ) 図書・雑誌・視聴覚資料等の整備の基本方針を確認するなど、学生の自主学修に適した学内環境の整備を行う。	17			
(ニ) 看護学研究科では、学生との懇談会、集団面接を定期的に行い、社会人学生のニーズを細かに把握し、対策を実施する。	18			
イ 学生生活支援				
(ア) 学生生活が豊かなものとなるように、課外活動等の活性化を支援するため、自治会活動、サークル活動等に対する大学の指導体制を確立する。	19			
(イ)	20			
(ロ)	21			
(ハ)	22			
(ニ)	23			
(ホ)	24			
ウ 就職支援				
(ア)	25			
(イ)	26			
(ロ)	27			
(ハ)	28			
(ニ)	29			